

## 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年2月

### 1. 現状

#### (1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員のデータ

区分	公務員				民間			A / B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
上北山村	5人	53.10歳	211,840円	230,272円	-	-	-	-
学校給食員	1人	52.1歳	-	-	調理士	39.8歳	300,100円	-
用務員	4人	54.3歳	202,900円	218,065円	用務員	53.9歳	227,200円	1.0
奈良県	292人	47.1歳	357,105円	414,251円	-	-	-	-
国	5,193人	48.8歳	287,094円	-	-	-	-	-

「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

民間データは、総務省において公表されているデータを使用している。

(賃金構造基本統計調査：平成16年～18年の3ヶ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

個人が特定されるものについては公表しない。(2人以下の項目)

#### (2) 年齢別職員数

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未満	～ 23歳	～ 27歳	～ 31歳	～ 35歳	～ 39歳	～ 43歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳	～ 以上
全体									1人	3人	1人	
学校給食員										1人		
用務員									1人	2人	1人	

#### (3) その他給与に関する事項

##### ア 給料表

技能職給料表(国家公務員の行政職俸給表(二)に同じ。ただし3級制)を適用。

##### イ 手当

一般職員の手当の支給方法に準ずる。

##### ウ 昇給基準

毎年4月1日に、前1年間における勤務成績に応じて、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給する。

### 2. 基本的な考え方

技能労務職員については、平成12年度以降、新規の採用は行っていない。また、今後の取組については平成17年4月から計画された行財政改革に基づき、原則退職者不補充とする。

### 3. 具体的な取組内容

#### 定員について

平成18年度に用務員が1名退職となったが、不補充とした。

#### 給与について

給料表については、国に準拠しており、見直しの予定はない。手当については今後も一般職員の支給方法に準じて支給する。引き続き、適正な給与制度を維持するため各年度における人事院勧告と同等となるよう給与等の改正を実施する。

#### 昇給のあり方について

55歳を超える職員の昇給抑制を実施する。

### 4. その他

退職不補充とし、事務・事業の見直し、民間委託等を検討予定。